

## 愛知県食の安全・安心推進本部設置要綱

### (目 的)

第1条 食の生産から流通、消費に至るまでの愛知県における安全施策を総合的に構築し、食に対する安心を県民に提供するため、愛知県食の安全・安心推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食の安全施策に係る総合的な企画・立案に関すること。
- (2) 食の安全施策の展開に係る総合調整に関すること。
- (3) 食の安全に係る情報の共有・提供に関すること。
- (4) その他、本部の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる関係局長等をもって充てる。

### (会 議)

第4条 本部会議は本部長が召集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長が予め指名した副本部長がその職務を代行する。

### (幹事会)

第5条 所掌事務に関する問題を予め整理・検討するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる課長等をもって充てる。
- 3 幹事会は、保健医療局生活衛生部生活衛生課長が招集し、幹事長となる。
- 4 幹事会には、幹事長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (県民からの意見聴取)

第6条 食の安全施策について幅広く県民から意見を聴取するため、消費者、生産者、加工業者、流通・販売業者、学識経験者等からなる愛知県食の安全・安心推進協議会を別に設ける。

### (試験研究・検査機関への指示)

第7条 本部は、食の安全施策に係る技術的な事項について、必要と認めるときは、県の試験研究・検査機関に調査等を指示することができる。

(庶務)

第8条 本部に関する庶務は、保健医療局生活衛生部生活衛生課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

2 緊急に対応する事案が発生した場合には、別に推進体制を整備することができる。

附 則

この要綱は、平成14年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 別表 1 (第 3 条関係)

本部員：県民文化局長、保健医療局長、経済産業局長、農業水産局長、教育長

### 別表 2 (第 5 条関係)

幹事長：保健医療局生活衛生部生活衛生課長

幹事：県民文化局県民生活部県民生活課長、保健医療局健康医務部医療計画課長、  
保健医療局健康医務部健康対策課長、保健医療局生活衛生部医薬安全課長、  
経済産業局産業部産業政策課長、経済産業局産業部産業科学技術課長、  
農業水産局農政部農政課長、農業水産局農政部食育消費流通課長、  
農業水産局農政部農業経営課長、農業水産局農政部畜産課長、  
農業水産局水産課長、農林基盤局林務部林務課長、  
教育委員会事務局保健体育課長